

京丹後市職員の働き方改革の推進に関する条例（案）に係る パブリックコメントの実施について

令和5年4月28日
京丹後市役所

京丹後市では、職員の働き方改革の推進に関し、任命権者の責務等基本的な規範を定めることにより、もって自立発展する地方創生の実現等に寄与することを目的とする条例案を取りまとめましたので、このことについて広く市民の皆さまから意見を聴取するため、以下のとおりパブリックコメントを実施します。

1. 案件名

京丹後市職員の働き方改革の推進に関する条例（案）

2. 趣旨

職員の公務能率の向上、快適で働きがいのある職場環境づくり等の働き方改革の推進に関し、任命権者の責務等基本的な規範を定めることにより、もって職員のウェルビーイングの向上を図るとともに、行政運営の効果的かつ効率的な遂行と自立発展する地方創生の実現に寄与することを目的として、条例を制定するものです。

3. 検討案

- 京丹後市職員の働き方改革の推進に関する条例（案）の概要
- 京丹後市職員の働き方改革の推進に関する条例（案）

4. 参考資料

- 業務改善・働き方改革プロジェクト取組方針 ver.1.0
- ※資料枚数が多いためホームページからご確認ください。

5. 意見の提出方法及び記入事項等

- (1) 意見は、郵便、ファクシミリ、電子メール又はメールフォームからお寄せください。

郵便の場合：〒627-8567 京丹後市峰山町杉谷 889 番地

京丹後市役所 市長公室 人事課

ファクシミリの場合：0772-69-0903

電子メールの場合：jinji@city.kyotango.lg.jp

メールフォームの場合：市ホームページ内パブリックコメントページ内に設置

- (2) 意見書の様式は、ホームページに掲載するほか、市長公室人事課及び各市民局に備え付けますが、任意の様式でも受け付けます。

- (3) 意見には、次の項目を記入してください。

①あて先：京丹後市 市長公室 人事課宛て

②氏名等：氏名（法人その他団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

③連絡先：住所（法人その他団体にあつては、所在地）、電話番号、電子メールで意見をお寄せいただく方は電子メールアドレス

- ④題名：「京丹後市職員の働き方改革の推進に関する条例（案）」に対する意見
- ⑤意見：ア 該当項目（検討案のどの部分への意見であるか明記してください。）
 - イ 意見の内容
 - ウ 理由

6. 意見の提出上の注意

提出された意見は、氏名等と連絡先を除き公表することがありますのであらかじめご了承ください。公表を希望しない場合は、その旨を記載してください。

意見は、日本語で記入してください。

7. 意見の提出期限

令和5年5月19日（金）必着とします。

8. 意見の取扱い

- (1) 提出された意見を考慮して内容を検討していく予定です。
- (2) 意見の概要と京丹後市の考え方をホームページ並びに市長公室人事課及び各市民局で一定期間公表します。なお、意見に対して個別には回答いたしかねますのでご了承ください。
- (3) 意見の募集は、具体的な意見を収集することを目的にしているため、単に賛否だけを記載したものや趣旨の不明瞭なもの等は、市の考え方を示さないことがあります。

9. 問い合わせ先

担 当：市長公室 人事課 人材育成係

所在地：京都府京丹後市峰山町杉谷 889 番地（峰山庁舎）

電 話：0772-69-0150

F A X：0772-69-0903

電子メール: jinji@city.kyotango.lg.jp

(様式2)

京丹後市職員の働き方改革の推進に関する条例（案）の概要

1 趣旨

我が国は、「少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少」「育児や介護との両立など、働く方のニーズの多様化」などの状況に直面しています。こうした中、DX（デジタルトランスフォーメーション）等による生産性向上とともに、職員の意欲・能力を存分に発揮できる環境を作ることが重要になっています。

こうした状況を踏まえ、本市では令和4年に業務改善・働き方改革プロジェクトチームを組織し、広く職員の意見を聴取し、ボトムアップによる働き方改革を実施するための取組方針を策定しました。

この条例は、上記取組を背景としながら地方公務員法（昭和25年法律第261号。次条において「法」という。）及び京丹後市まちづくり基本条例（平成19年京丹後市条例第50号。以下「まちづくり条例」という。）並びに職員の人事制度に関する規範を踏まえ、職員の公務能率の向上、快適で働きがいのある職場環境づくり等の働き方改革の推進に関し、任命権者の責務等基本的な規範を定めることにより、もって職員のウェルビーイングの向上を図るとともに、行政運営の効果的かつ効率的な遂行と自立発展する地方創生の実現に寄与することを目的に、この条例を制定します。

2 構成

京丹後市職員の働き方改革の推進に関する条例の概要（案）は、「第1条 目的」、「第2条 定義」、「第3条 快適な職場環境の実現」、「第4条 職員の仕事と生活の調和」、「第5条 人材育成等による働きがいのある職場づくり」、「第6条 働き方改革の推進」、「附則」で構成しています。

京丹後市職員の働き方改革の推進に関する条例（案）

（目的）

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。次条において「法」という。）及び京丹後市まちづくり基本条例（平成19年京丹後市条例第50号。以下「まちづくり条例」という。）並びに職員の人事制度に関する規範を踏まえ、職員の公務能率の向上、快適で働きがいのある職場環境づくり等の働き方改革の推進に関し、任命権者の責務等基本的な規範を定めることにより、もって職員のウェルビーイングの向上を図るとともに、行政運営の効果的かつ効率的な遂行と自立発展する地方創生の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「職員」とは、法第3条第2項に規定する一般職に属する職員をいう。

（快適な職場環境の実現と職員の健康確保）

第3条 任命権者は、快適な職場環境の実現とこれを通じて、職場において職員が安全安心及び健康を確保できるように配慮しなければならない。

（職員の仕事と生活の調和）

第4条 任命権者は、職員の仕事と生活の調和を図るため、育児、介護等と仕事との両立の支援その他の職場環境の改善を行い、職員の福祉の増進に努めなければならない。

2 任命権者は、前項の目的のため、デジタル技術等の活用、業務の効率化及び組織の効果的な編成、運用等により、職員の多様な働き方の推進とともに、時間外勤務の縮減及び休暇の取得促進に努めなければならない。

（人材育成等による働きがいのある職場づくり）

第5条 任命権者は、幅広い視野と専門性を持った多彩な人材の確保及び他機関との人事交流並びに職員の計画的な研修等を通じた人材育成を推進し、職員が相互に高め合い、職務を通じた自己実現を図るなど働きがいのある職場づくりに努めるものとする。

（働き方改革の推進）

第6条 市長は、本条例の目的を達成するため、職員の意見を聴取しつつ、職員の働き

方改革に資する取組みを計画的に推進するものとする。

- 2 職員は、まちづくり条例第17条で定める責務を踏まえつつ、自らも働き方改革の実践者であることを自覚するとともに、前項の取組みを積極的に取り組むものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。